

すかがわ魅力創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体、民間事業者等が主体的に行う事業であって、本市のイメージや認知度の向上を図るとともに、市民の本市に対する愛着及び誇りの醸成が見込めるもの（以下「すかがわ魅力創出事業」という。）に対し、予算の範囲内において、すかがわ魅力創出補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、市内にその本拠を有する法人格のある団体又は任意団体（複数人で構成され、かつ、地域を特定しない団体。以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (2) 法人税等を滞納していないこと。
- (3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する、すかがわ魅力創出事業であって、実施年度内に事業実績報告及び事業収支精算報告を行うことができ、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 新たに実施する事業
- (2) 既存の取組を拡大して実施する事業（拡大部分のみ対象）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 本市から財政的支援を受けている事業
- (2) 公序良俗に反する事業

(3) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象とするものは、当該補助事業に直接かかる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、補助対象としない。

- (1) 団体の運営に関する事務費等の経常的な経費
- (2) 団体の事務所等を維持するための経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 団体の構成員等による飲食費
- (5) 財産の取得にかかる経費で、1件5万円以上の備品購入費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(補助の期間)

第5条 補助の期間は、原則1年とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、50万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(申請書の様式)

第7条 規則第4条に規定する申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）とし、同条に定める添付書類は次に掲げるものとする。

- (1) 交付申請団体概要書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 見積書（補助対象経費分）
- (5) 既存の取組を拡大して実施する事業は、拡大部分が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(事業実績の報告)

第8条 規則第17条第1項第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書 (第5号様式)
- (2) 収支精算書 (第6号様式)
- (3) 領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

費目	主なもの
報償費	講師、専門家及び出演者等への謝礼
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費（1物件あたり5万円未満のもの）、資材等の購入費、会議のお茶代（飲食費は除く）、チラシ・ポスター等の印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	補助対象経費の50パーセント以内の委託費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両、物品及び器具等のレンタル・リース料等（構成員及び参加者の移動及び所有する備品借用に要する費用は除く。）
その他経費	その他市長が必要と認める経費